

# 第43回社会人野球日本選手権大会

【大会日程】2017年11月2日(木)～11月12日(日) 京セラドーム大阪  
かずさ4市代表(君津・木更津・富津・袖ヶ浦)

## 新日鐵住金かずさマジックの試合を応援に行こう!

### 日本選手権 1回戦応援プランのご案内

### 同日第3試合

### 新日鐵住金

### 広畑戦も

### 応援しよう!

### 18:00 試合開始

#### ●応援プラン対象試合(場所はいずれも京セラドーム)

**1回戦 11月3日(金) 祝日 14:30 (第2試合)**

**新日鐵住金かずさマジック 対 JR九州**

<2回戦以降の組み合わせ>

**2回戦 11月9日(木) 11:00 (第1試合)**

**JR 東日本対三菱重工広島 の勝者**

**準々決勝 11月10日(金) 15:00 (第3試合)**

**準決勝 11月11日(土) 18:00 (第2試合)**

**決勝 11月12日(日) 15:00**

#### ●応援プラン利用対象者

**かずさ市民応援団会員(含む君津製鐵所体育部後援会員)の皆様に限り、お申込み頂けます。**

\* 同応援団に未加入の方は、下記事務局にて入会申込手続き(個人会員:入会金2,000円/人・年)を行った上で応援ツアーをお申込み下さい。

**かずさ市民応援団事務局:**

君津製鐵所ビジネスマンセンター1階 厚生サービスセンター内

#### ●ご旅行代金(お一人様)

プラン名	お一人様(大人・小人(3歳以上)同額)	
① 新幹線(のぞみ回数券)プラン (東京～新大阪間 のぞみ回数券 新幹線指定席(含乗車券) + 京セラドーム入場券)	A	一般会員 <b>18,000円</b>
	B	法人ゴールド会員 (1法人につき上限5名まで) VIP個人会員限定 <b>15,000円</b>
② バスプラン (君津～京セラドーム往復 + 京セラドーム入場券)	<b>5,000円</b>	

#### ●申込受付場所・受付期間

<近畿日本ツーリスト特設カウンター①>

○かずさ市民応援団事務局(厚生サービスセンター内)

受付期間:10月18日(水)～11月2日(金)

<受付時間:土日除く、9:30～16:30>

<近畿日本ツーリスト特設カウンター②>

○近畿日本ツーリスト アピタ君津店(アピタ2階)

受付期間:10月22日(日)～11月2日(木)

<土日含む、受付時間:10:00～16:30>

13:00～14:00は休憩のため不在になります

※準備の都合上、申し込みをされた受付のみチケットの引換が可能です

#### ●お申込み方法(バス・新幹線プラン共通)

**窓口にて直接お申込み**下さい。

\***お電話での申込み受付は行いません**のでご了承願います。

##### ① お申込み方法

・事務局設置の「参加申込書」に記載し、旅行代金の全額を入金下さい。その際、既にかずさ市民応援団にご入会済の方は、**必ず会員証をご持参**下さい。

##### ② チケットのお渡しについて

新幹線(回数券)プランとバスプランは旅行代金のお支払いと同時にその場でチケットをお渡します。

#### ① 新幹線(のぞみ回数券)プラン

● 旅行期間 2017年11月3日(金) 日帰り 日程表

新幹線(のぞみ回数券)プラン日程表 (1回戦)

のぞみ 在来線 在来線 のぞみ  
東京駅—新大阪駅—大正駅—**京セラドーム**—大正駅—新大阪駅—東京駅

\* 回数券プランは自由席もご利用できますが、**指定座席を希望する場合は、各自にて直接JR窓口にてご予約**ください。

\* 添乗員は同行いたしません。また集合場所をご指定いたしません。お客様自身にてご移動いただきますようお願いいたします。

\* **かずさ4市から東京都区内まで**の往復交通費、および**新大阪駅から京セラドームまで**のJR以外の交通費は**各自のご負担**になります。(ドーム隣接の大正駅までは乗車可)

\* 本新幹線(往復)の**利用用途は、本応援用に限り**ます。なお、本プラン利用者は京セラドーム応援受付場所にて、ご来場の旨をチェックさせていただきます。(チェックを受けない場合は、事後に実費を頂戴することがございますので、予めご了承願います。)

#### 【ご参考】

●新幹線プラン～東京からの経路～

\* 東京駅発から京セラドーム着まで、概ね3～3時間30分かかります(のぞみ乗車の場合)。

新幹線 東海道線 神戸姫路方面 JR環状線 西九条・弁天町方面  
東京—新大阪—(1駅)—大阪—(5駅)—大正駅

のぞみで約2時間30分 新大阪から大正まで約30分 ドームまで徒歩約10分

●復路の最終列車(大正駅からJRを使った場合)

環状線+東海道線快速 のぞみ420 総武快速千葉行+内房線  
大正駅→(大阪駅乗換)→新大阪駅→東京駅→(千葉乗換)→君津  
19:36発 19:57着/20:10発 22:43着/23:04発 00:34

\* 詳細は、インターネット、時刻表にて各自必ずご確認ください。

#### ② バスプラン

● 旅行期間 2017年11月3日(金)～4日(土) 泊2日 日程表

君津体育館(大和田団地内)⇄京セラドーム⇄  
11/3 00:00 発 11/3 14:30 試合開始  
⇄君津体育館(大和田団地内)  
11/4 03:00～04:00

\* 交通事情により、到着時間が変更になる場合があります。

\* 大阪ドームには5時間以上滞在の予定です。バス車中1泊になります。

■最少催行人員(各日) 新幹線プラン 20名 バスプラン 30名

■食事条件: 食事なし ■添乗員: 同行いたしません

■バスプラン募集人員 80名様(ただし定員になり次第締切りとなります)

1. ご旅行代金に含まれるもの

(新幹線プラン) 京セラドーム入場券、新幹線のぞみ指定席(東京新大阪間)の往復分(回数券)

(バスプラン) 京セラドーム入場券、貸切バス運賃・料金、有料道路代、駐車場代、乗務員費用。バス会社名●●●●

2. 含まれないもの…上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。①個人的性格の費用 ②傷害、疾病に関する医療費 ③任意の旅行傷害保険料 ④お食事代 ⑤新幹線プランの場合、君津東京都区内間と大阪私鉄、地下鉄の交通費  
※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払戻いたしません。

旅行代金算出基準 平成29年10月8日

# 2回戦～決勝戦の受付は、1回戦に勝利した翌日(11/4)からアピタ君津店、(11/6)から、事務局にて決勝戦分まで一括受付します。

## 【応援企画・応援団入会手続き・お問い合わせ先】

かずさ市民応援団事務局  
(厚生サービスセンター内)

住所:木更津市築地 1 番地 1  
電話:0439-53-0226  
内線:3879-4914

E-mail:info@kazusamagic.com

受付:設定期間の平日 9:30~16:30  
担当:神子、賤津、山本、竹内、西井、並木

新規会員募集中です!

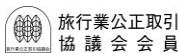
詳細はホームページ、または事務局まで



## 【旅行企画・実施】 (お申込み)

観光庁長官登録旅行業第 1944 号

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ポート保証委員会、旅行業公正取引協議会会員



## 近畿日本ツーリスト株式会社

首都圏千葉団体旅行支店

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル 6 階  
電話043-227-9451 FAX043-222-9770

総合旅行業務取扱管理者 児玉靖生・橋清志・本間竜二  
担当:松尾・瀧川(営業日 平日の9:00~17:45 土日祝日は休業です)

\*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。  
総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご連絡なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

### <近畿日本ツーリスト特設カウンター①>

### 【かずさ市民応援団事務局(厚生サービスセンター内)】

受付期間 10月18日(水)~11月2日(金)

<土日除く、受付時間:10:00~16:30>

### <近畿日本ツーリスト特設カウンター②>

### 【近畿日本ツーリスト アピタ君津店(2階)】

近畿日本ツーリスト個人旅行販売(株)アピタ君津営業所 (ご来店のみ受付)

受付期間 10月22日(日)~11月2日(木) (土・日曜含む)

受付時間 10:00~16:30 (左記以外のお時間は受付していません)

【ご案内】アピタ君津店の受付は応援ツアー専用受付スタッフ1名のみで行います。  
他のスタッフは受付できませんのでお願いいたします。なお、お電話・FAXでのお問い合わせ・お申込みは受付していませんので、直接ご来店下さい。13:00から14:00まで休憩中不在致しますので予めご承知下さい。

## ご旅行条件書【抜粋】

別途、「詳しい旅行条件を説明した書面」をお渡しいたしますので、事前に良くご確認の上、お申し込みください。

### ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 3 営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)
- a. 旅行開始日に 75 歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊婦中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- お申し込み時に 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件  
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟契約がない等、または業務上の理由等で受けられない場合があります。  
②通信契約の申込みの際、会員は申込みしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。  
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときと見なされます。  
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

### ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、① 入部屋追加代金、② 延泊による宿泊代金をいいます。

### ■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の 7 日前以降にお申込みの場合は旅行開始日前日に交付することがあります。なお、交付日より前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

### ■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。着し、経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。
- 奇数人数でお申込みの場合一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

### ■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 (日帰り旅行にあっては 10 日目) から 8 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

### ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

- 契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項 1~8 に定める事項をいいます。
- 旅行代金が増額された場合。
- 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

### ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例外)

- お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日より起算してさかのぼって、13 日目(日帰り旅行は 3 日目)に当日より前日に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- 旅行代金を期日までにお支払いいただけなかったとき
- 申込条件の不適合
- 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

### ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は 1 人 15 万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### ■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業務取扱特別補償規程により、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円~20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円~5 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

### ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業務取扱(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額は、1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額

### ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### ■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

### ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

### ■個人情報等の取扱いについて

- 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号および電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- 当社およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

### ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業務取扱(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業務取扱をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業務取扱は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条 5 により交付する契約書面の一部になります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0